

最近の年金関連トピックス

平成28年4月

目次

本資料掲載のトピックス	… 2
1. 公的年金関連	
1-1. 平成28年度の年金額改定について	… 4
1-2. 国民年金の保険料 月額100円引上げへ	… 5
1-3. 公的年金改正法案を国会に提出	… 6
2. 企業年金制度改正に関する動き	
2-1. DB法施行規則等の一部改正にかかる省令案の意見募集開始	… 8
2-2. 「DB法施行規則等の一部改正にかかる省令案の意見募集開始」の一部追加	… 11
2-3. DB規約の承認及び認可基準等にかかる改正案の意見募集開始	… 12
2-4. DC法改正の動向について	… 13
3. 退職給付会計関連	
3-1. ASBJにおけるリスク分担型DBの会計処理の議論 その3	… 15
3-2. ASBJにおけるリスク分担型DBの会計処理の議論 その4	… 17
3-3. ASBJにおけるリスク分担型DBの会計処理の議論 その5	… 18
3-4. FASBが退職給付会計の改正を提案	… 19
3-5. 退職給付債務の計算 マイナス金利適用を容認する方針を決定	… 21
3-6. 企業年金 マイナス金利の影響で積立状況悪化	… 22
4. 各種予定利率	
4-1. 平成27年10月～12月の最低責任準備金(期ズレなし)付利率は年15.02%(告示改正)	… 25
4-2. 平成28年度の予定利率について	… 27
5. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴(平成28年1月～3月)	

※ 平成28年1月～平成28年3月の三菱UFJ年金ニュース・MUTB年金メールマガジンを基に、項目別に編集致しました。

本資料掲載のトピックス

《金利低下とパフォーマンス悪化により会計上の積立状態は悪化へ》 ⇒P.21～23

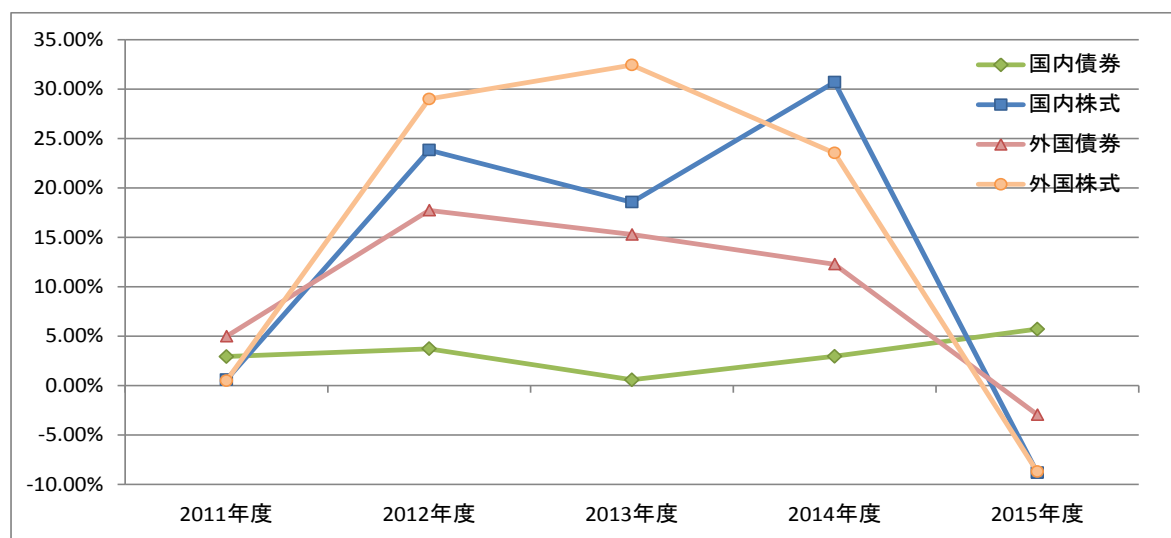
先般の日銀によるマイナス金利の導入で国債利回りは急低下し、2016年3月には10年国債の応募者利回りは初めてマイナス水準に突入しました。

退職給付債務(PBO)の算出に用いる割引率は、安全性の高い長期債券(国債・政府機関債・優良社債)の利回りを基礎としているため、このマイナス金利の導入により3月末に決算を迎える多くの企業では割引率の引下げを余儀なくされる懸念があります。

また、給付までの期間に対応した複数の割引率を用いてPBOを算出している企業においては、残存期間10年を切る国債の利回りがマイナスとなっているため、割引率をそのままマイナスとするかという問題が生じてきます。この問題に関しては、3月9日に開催された企業会計基準委員会(ASBJ)で議論され、ゼロ金利・マイナス金利いずれも適用可ということになりました。割引率ゼロの場合、現在価格＝退職給付見込額となり、マイナスの場合、現在価格>退職給付見込額となります。いずれにしても、3月決算ではPBOが増加する可能性があります。

一方、ここ数年好調だった運用パフォーマンスも世界景気の減速等を背景に陰りが出てきています。2015年度は、マイナス金利を導入した国内債券を除く3資産は軒並みパフォーマンスが低下しています。金利低下による負債の拡大と運用パフォーマンスの低迷による資産の伸び悩みで会計上の積立状況は改善傾向から一転し、悪化すると考えられます。ただ、これは毎年債務の割引率を見直す企業会計上の積立状況の話であり、年金財政上の積立状況は異なります。年金資産の状況は企業会計と年金財政とで違いはありませんが、給付のための債務は両者異なるからです。具体的には、財政上の債務評価は割引率ではなく「予定利率」を用いて算出し、さらに見直しの時期は財政再計算時のみです。このため、会計上の積立状況と年金財政上の積立状況で乖離が生じることとなります。

＜インデックスの騰落率＞



市場インデックスは、以下の通りです。

- ・国内債券：NOMURA-BPI(総合)
- ・国内株式：TOPIX(配当込)
- ・外国債券：シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- ・外国株式：MSCI-KOKUSAIインデックス(円ベース、税引前・配当込)

1. 公的年金関連

1-1. 平成28年度の年金額改定について

- 平成28年度の年金額は据え置き
- マクロ経済スライドによる調整は行われず

～以下、メールマガジン「平成28年度の年金額改定について」転載～

1月29日、厚生労働省は、総務省が消費者物価指数を公表したことを受け、平成28年度の年金額改定の内容を発表しました。それによると、平成28年度の年金額は、今年度と同額に据え置きとなります。また、マクロ経済スライド※による調整も適用されません。

法律による年金額の改定ルールでは、新規裁定年金は名目手取り賃金変動率によって改定し、既裁定年金は物価変動率(賃金変動率よりも物価変動率が高い場合は、賃金変動率)によって改定することになっています。ただし、「物価変動率 $>$ 0 $>$ 賃金変動率」の場合は、ともに年金額を改定しません。

改定の基準となる平成27年の物価変動率が0.8%、名目手取り賃金変動率がマイナス0.2%となったため、上述のルールによって平成28年度の年金額は新規裁定年金・既裁定年金ともに据え置きとなります。

※マクロ経済スライドとは、現役被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて算出されるスライド調整率(平成28年度は0.7%)を、物価・賃金変動率から控除することによって給付水準を調整する仕組みです。ただし、平成28年度のように年金額が据え置きとなる場合は、マクロ経済スライドによる調整は行われません。

厚生労働省のプレスリリースについては、以下をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12502000-Nenkinkyoku-Nenkinka/0000110901.pdf>

1-2. 国民年金の保険料 月額100円引上げへ

- 国民年金保険料月額100円引上げへ
- 第1号被保険者も産前産後期間の保険料を免除

～以下、メールマガジン「国民年金の保険料 月額100円引上げへ」転載～

1月21日の日経新聞に、「国民年金保険料100円上げ」という記事が掲載されています。これは、昨年12月9日のメールマガジンでご案内した、厚労省の社会保障審議会年金部会で報告された改革案の1つです。厚労省は今通常国会に改正法案の提出を目指すとのことです。

会社員等の第2号被保険者については、産前産後期間は厚生年金の保険料が事業主負担・本人負担ともに免除となっています。一方、国民年金の場合は財源確保等に課題があったため、自営業者・非正規雇用等の第1号被保険者に対しては同様の手当がされていませんでした。この保険料の100円引上げによって、産前産後期間の保険料は免除し、免除期間は基礎年金の給付額計算上フル通算されることとなります。

公的年金制度にかかるその他の主な改革案は以下のとおりです。

<短時間労働者に対する被用者保険適用拡大>

平成28年10月より、従業員501人以上の企業については一定の要件(週20時間以上勤務、月収8.8万円以上等)を満たす短時間労働者を被用者保険の適用とすることとなっているが、500人以下の企業についても、労使合意を前提に短時間労働者を適用対象とすることができるようにする。

<マクロ経済スライドの仕組みの見直し>

現行では、デフレ下にはマクロ経済スライドによる年金額調整は行わないこととされているが、デフレ下で調整できなかった分を繰り越し、賃金・物価上昇時にまとめて年金額を調整する。

1-3. 公的年金改正法案を国会に提出

- 公的年金制度の見直しに係る法案を閣議決定
- 本国会に提出

～以下、メールマガジン「公的年金改正法案を国会に提出」転載～

3月11日、政府は公的年金制度の見直しに係る法案を閣議決定し、国会に提出しました。主な内容は以下のとおりです。

●短時間労働者への被用者保険適用拡大の促進【平成28年10月実施】

平成28年10月より、従業員501人以上規模の企業で働く一定の要件を満たす短時間労働者が被用者保険の適用対象となることは法定化済みだが、それに対して従業員500人以下の企業についても労使合意を基に適用可能とする内容を加える。

●国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除【平成31年4月施行】

国民年金第1号被保険者の産前産後期間(出産予定前月から4ヶ月間)の保険料を免除し、その期間は給付額算定上フル通算する。この財源として、国民年金保険料を月額100円程度引上げる。

●年金額の改定ルールの見直し

(1)マクロ経済スライドのルールについて【平成30年4月施行】

年金の名目額が前年度を下回らない範囲で、前年度までのマクロ経済スライドの未調整分を繰り越して調整する。

(2)賃金・物価スライドについて【平成33年4月施行】

賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて年金額を改定する

●GPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)の組織等の見直し【平成29年10月施行】

(1)独任制から合議制へ転換する等のガバナンス改革を実施

(2)資産運用におけるリスク管理方法を多様化し、短期資金の運用方法を追加

※短期資金の運用方法の追加は公布日から3ヶ月以内に施行

●日本年金機構の国庫納付規定の整備【公布日から3ヶ月以内に施行】

日本年金機構に不要財産(使用していない宿舍等)が生じた場合における国庫納付に係る規定を整備

なお、上記の改正案の内容について、昨日(3月14日)の社会保障審議会年金部会にて厚生労働省より報告があり、多くの部会委員より「被用者保険の適用範囲が拡大することは前進だが、今後もスピード感を持って更なる適用拡大を進めるべき」との意見がありました。

年金部会の資料については以下をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000116227.html>

2. 企業年金制度改革に関する動き

2-1. DB法施行規則等の一部改正にかかる省令案の 意見募集開始

- DB法施行規則等の一部改正にかかる省令案の意見募集を開始
- 省令案のポイント
 1. 非継続基準抵触時の掛金の見直し
 2. 実施事業所減少にかかる一括拠出額の見直し
 3. 選択一時金の現価相当額の計算方法の見直し
 4. その他
- 平成28年4月1日から施行

2-1. DB法施行規則等の一部改正にかかる省令案の 意見募集開始

非継続基準抵触時の掛金の見直し

- ✓ 非継続基準に抵触した場合積立不足をできる限り早期に償却できるよう、積立比率方式による特例掛金の拠出時期を早期化。
- ✓ あわせて、特例掛金の算定方法を精緻化。

	現行	変更内容
特例掛金の拠出時期	特例掛金を非継続基準に抵触した決算年度の翌々事業年度の規約に定める時期に拠出	翌事業年度より特例掛金の拠出を可能とする (現行どおり翌々事業年度からの拠出も可能)
特例掛金の算定方法	積立不足を償却するための額+翌事業年度における債務の増加見込額 - 翌事業年度における資産の増加見込額※ ↑ 掛金収入による資産の増加を見込む	左記「翌事業年度における資産の増加見込額」を精緻化し、 給付による資産の減少や運用収益による資産の増加も見込む

※ 翌年度の資産の減少が見込まれる場合は、減少見込額を加算。

【特例掛金の算定方法】

掛金収入による資産の増加に加え、給付による資産の減少や運用収益による資産の増加も見込むよう精緻化

特例掛金	当年度末における積立不足を償却するための額
翌年度における 資産の増加見込額	翌年度における債務の増加見込額

※ あわせて、翌年度に特例掛金を拠出することとする場合は、そもそも翌年度の見込みを織り込まないこととする措置を講ずる

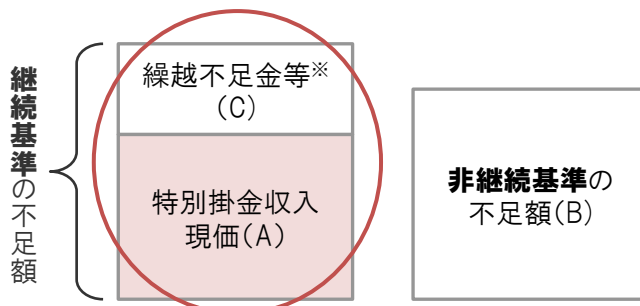
事業所減少にかかる一括拠出額の見直し

- ✓ 事業所がDBから脱退しようとする場合には他の事業所の掛金が増加しないよう掛金を一括拠出することとなっているが、この一括拠出額の算定を以下のとおり見直し。

	現行	変更内容
一括拠出額の算定方法	特別掛金収入現価(A)と非継続基準の不足額(B)のいずれか大きい額 ただし、特別掛金収入現価の方が大きい場合は、繰越不足金(C)を加算可能	特別掛金収入現価(A)+繰越不足金(C)と非継続基準の不足額(B)のいずれか大きい額 (現行どおりの方法も可能)

【A<B<A+Cの場合】

一括拠出額の算定方法として、継続基準と非継続基準の不足額の丈比べを採用する場合、現行では右図のケースでは非継続基準の不足額(B)を拠出することとされ、継続基準の不足額(A+C)を拠出できない。よって、継続基準の不足額を拠出できるようA+CとBの丈比べを可能とする。



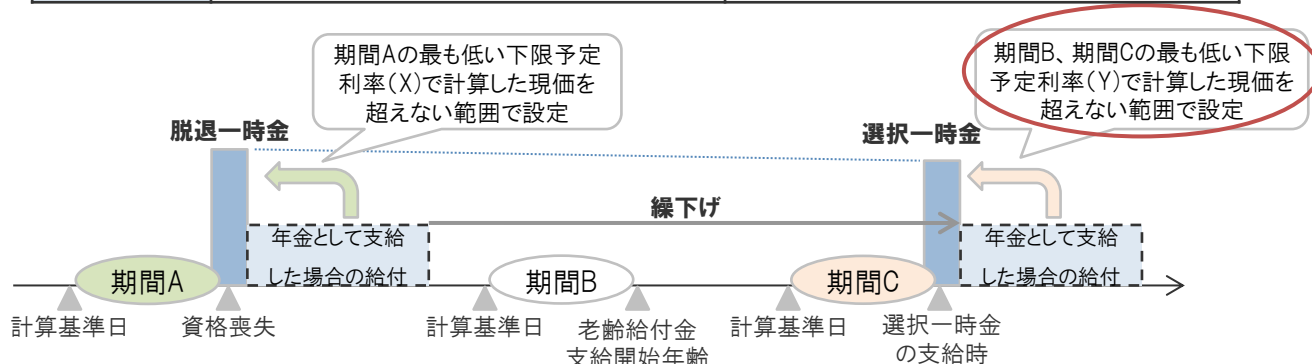
※ 繰越不足金等とは、積立金の額が責任準備金の額を下回る額であり、減少時において特別掛金で措置されていない不足額を指している

2-1. DB法施行規則等の一部改正にかかる省令案の意見募集開始

選択一時金の現価相当額の計算方法の見直し

- ✓ 一時金の額は給付の現価相当額を基準として定められるが、資格喪失時の脱退一時金の額よりも繰下げ支給の老齢給付金を一時金(=選択一時金)で受け取る方が小さくなる場合があるため、支給を繰り下げても資格喪失時の脱退一時金相当額を確保できるよう現価相当額の計算の基礎となる予定利率の取り方を見直し。

	現行	変更内容
選択一時金の現価相当額の計算方法	下図期間B、期間Cのうち最も低い下限予定利率で計算した現価を基準とする	下図期間A、期間B、期間Cのうち最も低い下限予定利率で計算した現価を基準とする



現行では、下限予定利率の上昇局面になると予定利率(X) < 予定利率(Y)となる

脱退一時金 > 選択一時金とならないよう、期間A、期間B、期間Cのうち最も低い下限予定利率を使用可能とする

その他

- ✓ 障害給付金の請求に係る添付書類の見直し
 - DB等における障害給付金の請求の際に、障害の原因となった疾病等の初診日を明らかにする書類を添付することができない時は、診察券・入院記録等の当該初診日を証するの参考となる書類の添付を可能とする。
- ✓ 手続きの整理
 - 制度統合・分割・合併・権利義務移転等における承認又は認可申請に添付する書類を追加。(具体的な内容は、通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について(平成14年03月29日 年企発第0329003号・年運発第0329002号)」において規定)
- ✓ 存続連合会への事務委託
 - 厚生年金基金の一部の設立事業所がDBに権利義務移転(代行返上)を行う際の記録整理及び現価相当額の算定業務等について、政府から連合会に事務委託可能とする。
- ✓ 受託保証型DBに関する見直し
 - 通常のDBから受託保証型DBへ移行する際、積立不足の一括償却を可能とする。
 - 受託保証型DBにおいて選択一時金の現価相当額の計算に使用する予定利率は、生命保険契約の契約者価額の計算に用いる予定利率に固定。

2-2. 「DB法施行規則等の一部改正にかかる省令案の意見募集」の一部追加

- 意見募集について一部内容を追加
- 意見募集期限は3月19日まで延期

～以下、メールマガジン「DB法施行規則等の一部改正に係る省令案の意見募集」の一部追加」転載～

2月10日に公表された「DB法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集」について、一部内容が追加されました。これに伴い、意見募集期限が3月10日から3月19日に延長されています。

《追加内容：個人情報の保護に関する規定の整備》

DBの事業主・基金、DCの事業主、存続厚生年金基金等が適正に個人情報の取扱いを行う旨を規定

その他の意見募集内容については、2月10日の三菱UFJ年金ニュース(下記URL)をご参照ください。

URL：https://safe.tr.mufg.jp/cgi-bin/houjin/jutaku/kgkaiin/login.cgi?file=nnews_2016_150.pdf

2-3. DB規約の承認及び認可基準等にかかる改正案の意見募集開始

- DB規約の承認及び認可基準等にかかる改正案の意見募集を開始
- 改正案のポイント
制度統合・分割・合併等における承認又は認可申請時の申請手続きの整理
- 平成28年4月1日から施行

主な改正案の内容

【規約型】

- ✓ 終了承認申請書の添付書類に「終了理由書」を追加。
- ✓ 規約の統合又は分割時の申請書類について、規約の承認時と同様の書類を追加。

【基金型】

- ✓ 解散認可申請書の添付書類に「解散理由書」を追加。
- ✓ 合併後設立基金又は分割設立基金における申請書類について設立認可時と同様の書類を追加。

【規約型・基金型共通】

- ✓ 給付の減額が生じる場合の添付書類に「給付減額理由書」を追加。

2-4. DC法改正の動向について

- 継続審議中のDC法案は未だ審議されず
- 今後の審議予定も未定

～以下、メールマガジン「DC法改正の動向について」転載～

個人型DCの適用範囲拡大やDCの運用改善等を盛り込んだDC法改正案は、昨年の通常国会において、衆議院で可決した後の参議院での審議が完了せず、今通常国会での継続審議扱いとなっています。

2月18日、今通常国会開始後初めての参議院厚生労働委員会が開催されましたが、DC法改正案についての審議はなされず、今後の審議予定についても触れられていません。

今通常国会における厚労省関連の法案は、新規提出法案が7つ、継続審議法案が3つありますが、予算関連法案ではないDC法改正案の審議の実施は後順位になることが想定されます。

なお、参議院で可決すると、再び衆議院に送付され、衆議院での可決をもって法案成立となります。

3. 退職給付会計関連

3-1. ASBJにおけるリスク分担型DBの会計処理の議論 その3

- リスク分担型のDBの会計処理における主要論点は、以下の4点
 - ①追加拠出義務の有無
 - ②要拠出額の算定の規則性
 - ③制度終了時の処理
 - ④開示

～以下、メールマガジン「ASBJにおけるリスク分担型DBの会計処理の議論 その3」転載～

2月29日に企業会計基準委員会(ASBJ)において退職給付専門委員会が開催され、リスク分担型DBの会計処理について4回目の会合が行われました。今回は、今まで示された論点について事務局の見解が示され、各委員の意見を聴取するという形で進められました。主な論点と事務局見解等は以下の通りです。

(1)追加拠出義務の有無

追加拠出義務がないと判断されれば、DCとして取り扱われるため、最も重要な論点と言えます。事務局の見解は「将来積立不足が生じたときに新たな労使合意を形成して掛金を増額する意向を従業員に示し、その意向が代議員会の議事録等に記載されている場合を除いて、会計上、企業は追加的拠出義務を負っていないものとして取り扱う」としています。つまり、将来の掛金増額を基金規約や議事録等の文書で約束しないことを条件にDCとして取り扱うということになります。委員からは将来、追加拠出義務が起こりうるケースがあることが指摘されましたが、DCとして取り扱うことに反対するまでの意見は出ていません。

(2)要拠出額の算定の規則性

会計上、DCとして取り扱われることになると「要拠出額」が費用となります。この場合、要拠出額の算定に規則性を求めるかどうかという点が論点となっています。具体的には、リスク対応掛金の拠出方法案には、定額、定率、弾力償却という方法が提示されていますが、このうち弾力償却は必ずしも規則性があるとは言い切れないため、すべての方法を要拠出額の算定方法として認めるかという点です。

これに対して、事務局見解はいずれも要拠出額の算定方法として認めるとしています。リスク対応掛金は、各期における労働サービスの提供との対応関係が明らかではないため、要拠出額の算定において規則性にこだわる必要はないとしているからです。委員からは特段の反対意見はありませんでした。

3-1. ASBJにおけるリスク分担型DBの会計処理の議論 その3

(3)制度終了時の処理

会計上、DCとして取り扱う場合、退職給付債務及び年金資産を認識しなくなるため、制度終了の処理が必要となります。ただし、通常のDC移行による制度終了と異なり、リスク対応掛金や場合によっては特別掛金の拠出義務が企業に残ります。

この点に関して、事務局の見解では、制度移行時に特別掛金が残っている場合には、特別掛金収入現価を「退職給付に係る負債」として引き継ぐのが適切としています。

一方、リスク対応掛金収入現価は「退職給付に係る負債」として処理する必要はないとしています。リスク対応掛金は、将来発生し得るリスクに備えて標準掛金に追加するものであり、過去に発生した積立不足に対応して拠出される特別掛金とは性質が異なる点をその理由として挙げています。

制度終了時の会計処理についても事務局見解は概ね支持されていました。

(4)開示

事務局案では、制度に関する注記(制度の特徴など)の他、要拠出額の開示を求めるとしています。

なお、要拠出額は、リスク分担型DBと他のDC制度とを分けて表示することを求めておらず、リスク対応掛金の額等の開示の必要もないとしています。これは、既存の退職給付会計の開示との平仄をとっているためです。例えば、複数のDB制度がある場合、制度毎に掛金額の開示を求めることはありませんし、既存制度でリスク対応掛金を設定した場合、現状のルールではその開示を求めていないためです。

ただ、委員からは、リスク対応掛金あるいは特別掛金は設定後一定期間経過すれば、拠出が完了するものであり、標準掛金とは性格が異なるため、開示が必要という意見も出されていました。今後、開示については追加の議論が必要となりそうです。

なお、本件については、年度内に一定の方向性を目指すということで議論がスタートしています。一定の方向性は必ずしも文書での公表でないかもしれませんが、文書化するのであれば相当のスピードアップが必要と考えられます。

3-2. ASBJにおけるリスク分担型DBの会計処理の議論 その4

・ 5回目会合で「実務対応報告」の案を提示

～以下、メールマガジン「ASBJにおけるリスク分担型DBの会計処理の議論 その4」転載～

3月15日に企業会計基準委員会(ASBJ)において退職給付専門委員会が開催され、リスク分担型DBの会計処理について5回目の会合が行われました。リスク分担型DBの会計処理については、「実務対応報告」という形式でまとめられ、公表される予定ですが、今回は、4回目までの議論に基づき、その文案が初めて提示されました。なお、今回は新たな論点の提示等はありませんでした。

今回提示された「実務対応報告」の案文は、(1)基本的な会計処理、(2)移行時の取扱い、(3)開示、で構成され、そのポイントは以下の通りです。

(1)基本的な会計処理

リスク分担型DBはDCに準じて取り扱う。すなわち、要拠出額を退職給付費用として計上(規約に定められた所定の方法に基づく各期の掛金を費用として計上)し、退職給付債務の計上は不要。

⇒異論なし

(2)移行時の取扱い

過去分をDCに移行するのと同様に終了会計を行う。具体的な処理は以下の通り。

- ・移行に伴い減少する退職給付債務と新制度への移換額の差額を損益処理
 - ・移行部分に相当する未認識項目を費用処理
 - ・移行時点で特別掛金の未拠出額がある場合は当該部分を退職給付に係る負債として引き継ぎ
- ⇒異論なし

(3)開示

他制度と同様に制度内容や費用について、以下の通り開示を行う。

制度の内容:リスク分担型DBの特色について記載

費用:通常のDCと合算した額を記載

なお、リスク分担型DB固有の開示として、リスク対応掛金の総額及び未拠出額を開示。

⇒発行企業と利用者など立場の違いなどもあり、意見の一致を見ない部分あり

なお、3月9日に開催された企業会計基準委員会(いわゆる親委員会)で、今後の計画が示されましたが、このリスク分担型DBの会計処理の「実務対応報告」は、4～6月に公開草案を出すというスケジュールとなっています。今回の会議で「案」が提示されたことでゴールは近づいてきたと言えます。

3-3. ASBJにおけるリスク分担型DBの会計処理の議論 その5

- 今回、新たに「退職給付に関する会計基準」および「退職給付制度間の移行等の会計処理について」の改正案を提示

～以下、メールマガジン「ASBJにおけるリスク分担型DBの会計処理の議論 その5」転載～

3月29日に企業会計基準委員会(ASBJ)において退職給付専門委員会が開催され、リスク分担型DBの会計処理について6回目の会合が行われました。

前回(3月15日)の委員会で示された実務対応報告「リスク分担型DB(仮称)の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)」に加えて、今回は「退職給付に関する会計基準」の改正案及び「退職給付制度間の移行等の会計処理について」の改正案が示されました。この2つは、リスク分担型DBの処理を追加するにあたり、関連する事項(情報開示や制度終了の取扱い)について所要の修正を行うものです。

議論は事務局から示された案の表現等に関することが中心であり、全体の方向性については大きな変更点はありません。まだ、具体的な数値に基づく設例や移行時に特別掛金が未償却である場合の取扱いなど示されていない事項があるため、最低でもあと2回以上の委員会開催が必要と見込まれますが、4～6月に公開草案を出すスケジュールについては変更されないと思われます。

3-4. FASBが退職給付会計の改正を提案

- FASBが退職給付会計の改正案について意見募集を開始
- 費用の表示方法について、IFRSとの差異を解消へ

～以下、メールマガジン「FASBが退職給付会計の改正を提案」転載～

FASB(米国会計基準委員会)は、1月26日に退職給付会計の改正案を公表し、改正案についての意見募集を行っています。改正案に対するコメントの締切は4月25日となっています。

今回の改正は、(1)開示情報の加除、(2)退職給付費用の表示の改善という2点です。

(1)は、重要性の乏しい情報の開示を取りやめると同時に重要性が高い情報を追加するものです。削除された情報には累積給付債務(ABO:PBOと異なり、将来の昇給を織り込まない給付債務)に関する情報や返還が予想される年金資産の金額や時期、さらには、2001年の日本の厚生年金保険法改正に関連する情報(代行返上)などがあります。

一方、追加される情報には、以下のような項目があります。

1. 提供する制度の内容(特徴、対象者、給付算定式)
2. CBプランの利息クレジットの加重平均の付利率、その他の制度の給付利率
3. 年金資産の公正価値の算定に便宜的な方法を使用した場合の評価方法
4. 重要な数理計算上の差異の発生原因の説明

今回の改正案で特に注目されるのは、(2)の退職給付費用の表示の改善です。具体的には、退職給付費用を構成する要素のうち、勤務費用とその他の費用要素を分離して損益計算書に表示することを要請しています。勤務費用は他の報酬制度の費用と同様に営業活動の費用とし、勤務費用以外の費用は営業活動からの収益の外枠で(財務損益として)表示することとしています。

IFRSにおいては勤務費用を営業費用に、純利息を財務損益に分離して表示することを要請しており、今回の改正が実現すれば、米国会計基準とIFRSは類似した表示方法となります。ちなみに、表示方法を改正する理由として、勤務費用と他の費用要素を分離して表示することが投資情報としてより有用性が高いと判断したことを挙げています。

米国の退職給付会計は2006年に改正されましたが、その改正はフェーズ1と位置付けられていました。IFRSの退職給付会計基準の改正を視野に入れ、フェーズ2の開発が行われると予想されていましたが、これまでは基準改正に向けた特段の動きは見られませんでした。ここにきて、基準の改正が一段階進展することになります。

米国の会計基準設定主体であるFASBとIFRSは会計基準の国際的調和に向け、共同で基準開発に取り組んでいます。意見募集においては、費用を分離して表示することはIFRSとのコンバージェンスに資すると考えるか、という問いが投げかけられています。今後、退職給付会計に関して、米国基準とIFRSとで残っている差異を解消する動きがあるかもしれません。

3-4. FASBが退職給付会計の改正を提案

日本基準は、現行の米国基準と同様に勤務費用と他の費用要素を分離して表示する取扱いとはしていません。ただ、今回の米国基準の改正は投資情報としての有用性という観点から改正されるものです。その意味では、日本基準においても勤務費用とその他の費用要素を分離して表示することが議論される可能性があります。

3-5. 退職給付債務の計算 マイナス金利適用を容認する方針を決定

- ASBJは、退職給付債務の割引率について議論
- ゼロ金利、マイナス金利、いずれも選択可能に

～以下、メールマガジン「退職給付債務の計算 マイナス金利適用を容認する方針を決定」転載～

新聞報道によると、3月9日に開催された企業会計基準委員会(ASBJ)で退職給付債務(PBO)の算出に利用する割引率について、マイナス金利を適用することを容認する方針を決めたとあります。委員会の開催日程などを勘案すると早急に結論を出すのは難しいこともあり、当面の対応として、企業はマイナスとするかゼロにするかを選択できるようにするもようです。

退職給付債務及び勤務費用は、将来の給付見込額について時間的経過に伴う利息相当分を控除して算出された現在価値です。ゼロ金利の場合は利息ゼロ、すなわち将来の給付見込み額＝現在価値、マイナス金利の場合は利息がマイナス、つまり将来価値より現在価値が大きくなります。マイナス金利だと割引率ならぬ割増率となってしまうこととなります。

割引率が低下すると積立不足が拡大し、勤務費用の増大や数理計算上の差異の発生で目先の退職給付費用は増大すると考えられます。このため、ゼロ金利やマイナス金利で割引率が低下すると際限なく退職給付の負担が増大してしまうと懸念されるかもしれません。しかし、企業は、約束した給付以上の給付を支払うわけではないという点に留意することが必要です。

退職給付会計では、将来の給付見込み額を予測し、現在までの勤務で発生した額(退職給付債務)と今後の勤務で発生する額(勤務費用)を算出します。その算出過程で割引きや期間配分などの作業を行うわけです。仮に、現在までの発生額が増加すれば、今後発生する分で調整されることとなります。給付見込み額が変動しない限り、給付終了までの期間を通算すれば債務の総額は変わらないからです。つまり、目先は勤務費用、利息費用や数理計算上の差異など負債サイドの費用要素が増大しても、いずれ収斂することになるはずで

3-6. 企業年金 マイナス金利の影響で積立状況悪化

・ マイナス金利導入により、企業年金の積立状況悪化へ

～以下、メールマガジン「企業年金 マイナスの公算」転載～

年初来の株安、円高、さらには日銀のマイナス金利導入で、ここ数年改善を続けてきた企業年金の積立状況は一転して悪化する見通しです。2月22日の日本経済新聞の1面には、「企業年金マイナスの公算 15年度利回り5年ぶり」という記事が掲載されていました。

記事では格付投資情報センター(R&I)調べとして15年度の企業年金の運用利回りは2月18日現在で▲3.3%になったと報じています。ただ、会計上の年金資産には持合株式の拠出などによって設定された退職給付信託が含まれます。このため、会計上の年金資産の国内株式の構成比は新聞紙上にあるR&Iの資産構成比より10ポイント程度高くなります。この点を考慮すると2月18日現在における会計上の年金資産の利回りは▲4.8%程度と試算されます。

記事では、金利低下に伴い退職給付債務は増加することにもふれています。上場企業の2014年度の割引率の平均は0.98%でした。仮に、割引率が0.5ポイント下落し平均割引期間が10年であるとすると退職給付債務は5%程度増加することになります。ただし、日本基準を適用している場合には、重要性基準を適用し、割引率を据え置くことが可能なケースもあるため、金利低下の影響はそれほど大きくないかもしれません。

期末までにはあと1か月あり、積立状況の回復余地は残されています。ただ、現状の通り、年金資産が5%減、退職給付債務が5%増加すると積立比率は72%と過去2年間の改善が帳消しになってしまいます(次頁図表参照)。

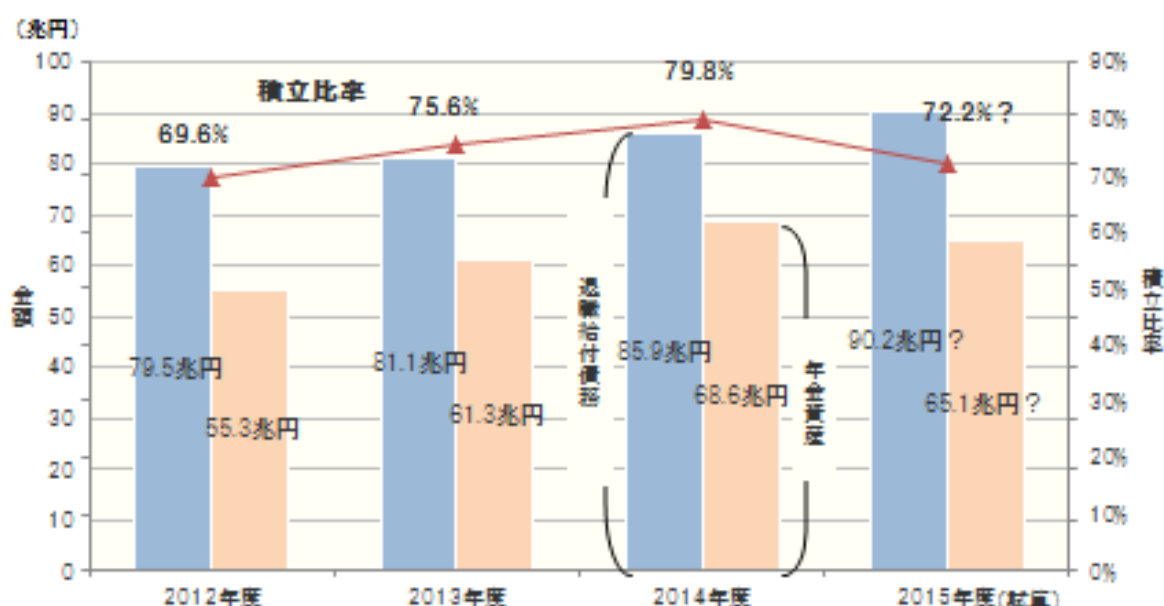
年金資産の実際のパフォーマンスと期待運用収益との差及び割引率の変更による退職給付債務の変動は数理計算上の差異として発生年度に即時認識され、純資産の減少につながります。さらに発生年度もしくはその翌年度からは退職給付費用に織り込むこととなります(ただし、IFRSでは発生した再測定をその後損益には反映しません)。その影響は概ね以下のようにになると考えられます。

数理計算上の差異の発生額(IFRSの場合は再測定)は、債務側で4兆円強、年金資産側で5兆円弱、合計で9兆円程度と試算されます。上場企業の2014年度の純資産合計は438兆円ですから、2%程度の減少となります。一方、企業収益に関しては日本基準適用企業のみ影響を受けます。上記の数理計算上の差異の発生額のうちIFRSを除く分は7兆円強ですが、数理計算上の差異の処理年数を10年とすると年間0.7兆円の費用増となります。これは、2014年度営業利益39兆円に対し、1.8%となります。

3-6. 企業年金 マイナス金利の影響で積立状況悪化

数値をどう考えるかは個人差があると思いますが、上場企業全体で言えば純資産及び企業収益への影響はともに2%程度であり、決して深刻な事態とは思えません。ただ、退職給付債務の増加について言えば、マイナス金利導入の副作用であることは間違いありません。今回の年金制度の積立悪化が一過性のものになるには、金融緩和で景気浮揚が実現することが必要です。

積立比率の推移



集計対象: 上場企業2905社(2015年7月時点の退職給付債務詳細開示先)
 積立比率: 年金資産額÷退職給付債務(FBO)

<2015年度(試算)の前提条件>
 退職給付債務: 前年度比5%増
 年金資産: 同5%減

出所: 日本経済新聞社のデータベース(日経NEEDSデータ)より三菱UFJ信託銀行作成

三菱UFJ信託銀行



4. 各種予定利率

4-1. 平成27年10月～12月の最低責任準備金 (期ズレなし)付利率は年15.02%(告示改正)

- 平成27年10月～12月における最低責任準備金(期ズレなし)の付利率は15.02%(年率)

ポイント

- ▶ 今般の告示改正※1により、最低責任準備金(期ズレなし)の平成27年10月～12月における利回りが15.02%(年率)※2とされました。
- ▶ 当該利回りは、平成27年10月31日から平成28年1月30日の間に代行返上・解散の認可を受けた厚生年金基金に、期間に応じて適用される予定です。
- ▶ 平成28年1月31日時点で存続する厚生年金基金には当該四半期毎の利回りは適用されず、平成27年度の利回り(平成28年8月公表予定)が適用される予定です。

※1 平成28年3月18日付厚生労働省告示第70号(平成26年厚生労働省告示第95号の一部改正)

※2 GPIFの平成27年度第3四半期の収益率(期間率)3.56%を年率換算したもの

4-1. 平成27年10月～12月の最低責任準備金 (期ズレなし)付利率は年15.02%(告示改正)

最低責任準備金の算出に用いる利率

	厚年本体 利回り	期ズレなしの 最低責任準備金の 算出に用いる利率				期ズレありの 最低責任準備金の 算出に用いる利率		<ご参考> 年度換算
		4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～12月	1月～3月	
平成9年度	4.66%	—				—	—	—
平成10年度	4.15%	—				—	—	—
平成11年度	3.62%	(10月以降)3.62%				(10月以降)4.66%	4.15%	—
平成12年度	3.22%	3.22%				4.15%	3.62%	4.02%
平成13年度	1.99%	1.99%				3.62%	3.22%	3.52%
平成14年度	0.21%	0.21%				3.22%	1.99%	2.91%
平成15年度	4.91%	4.91%				1.99%	0.21%	1.54%
平成16年度	2.73%	2.73%				0.21%	4.91%	1.36%
平成17年度	6.82%	6.82%				4.91%	2.73%	4.36%
平成18年度	3.10%	3.10%				2.73%	6.82%	3.74%
平成19年度	▲3.54%	▲3.54%				6.82%	3.10%	5.88%
平成20年度	▲6.83%	▲6.83%				3.10%	▲3.54%	1.40%
平成21年度	7.54%	7.54%				▲3.54%	▲6.83%	▲4.37%
平成22年度	▲0.26%	▲0.26%				▲6.83%	7.54%	▲3.43%
平成23年度	2.17%	2.17%				7.54%	▲0.26%	5.53%
平成24年度	9.57%	9.57%				▲0.26%	2.17%	0.34%
平成25年度	8.22%	8.22%				2.17%	9.57%	3.97%
平成26年度	11.61%	11.61%				9.57%	8.22%	9.23%
平成27年度	—	4月～6月 7.90%	7月～9月 ▲20.55%	10月～12月 15.02%	1月～3月 —	8.22%	11.61%	9.06%
平成28年度	—	—				11.61%	—	—



今回確定分

4-2. 平成28年度の予定利率について

- 継続基準の下限予定利率 : 年0.3%
- 非継続基準の予定利率 : 年1.76%
⇒一定の手続き※を前提に年1.408%～2.112%(×0.8～1.2)の範囲内で設定可能

平成28年度の予定利率

- ✓ 継続基準における下限予定利率は、10年国債の直近1年平均(0.380%)と5年平均(0.735%)のいずれか低い率を基準に設定されています。
- ✓ 非継続基準における予定利率は、30年国債の直近5年平均(1.759%)を勘案して設定されています。

年度	厚生年金基金		確定給付企業年金	
	継続基準 (下限予定利率)	非継続基準 (プラスアルファ部分)	継続基準 (下限予定利率)	非継続基準
H26	0.7%	2.00% (1.600%～2.400%)	0.7%	2.00% (1.600%～2.400%)
H27	0.5%	1.90% (1.520%～2.280%)	0.5%	1.90% (1.520%～2.280%)
H28	<u>0.3%</u>	<u>1.76%</u> (1.408%～2.112%)	<u>0.3%</u>	<u>1.76%</u> (1.408%～2.112%)

※ 厚生基金および基金型DB：代議員会の議決
 規約型DB：被保険者等の過半数で組織する労働組合の同意
 (当該労働組合がない場合は被保険者等の過半数を代表する者の同意)

5. 年金ニュース・年金メールマガジン 発行履歴(平成28年1月～3月)

5. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (平成28年1月～3月)

	タイトル	公的年金	制度財政	企業会計	その他
平成28年 1月	国民年金の保険料 月額100円引上げへ	○			
	ASBJにおけるリスク分担型DBの会計処理の議論 その2			(○)	
	ASBJ親委員会におけるリスク分担型DBの会計処理に係る議論			(○)	
	平成28年度の年金額改定について	○			
平成28年 2月	FASBが退職給付会計の改正を提案			○	
	DB法施行規則等の一部改正にかかる省令案の意見募集開始		○		
	DB規約の承認及び認可基準等にかかる改正案の意見募集開始		○		
	IFRSと日本基準との差異を考える その1			(○)	
	IFRSと日本基準との差異を考える その2 退職給付信託(1)			(○)	
	DC法改正の動向について		○		
	企業年金 マイナスの公算			○	
	IFRSと日本基準との差異を考える その3 退職給付信託(2)			(○)	
	「DB法施行規則等の一部改正に係る省令案の意見募集」の一部追加		○		
	IFRSと日本基準との差異を考える その4 退職給付信託(3)			(○)	
ASBJにおけるリスク分担型DBの会計処理の議論 その3			○		

※ ()は本資料に未掲載のニュースです。

5. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (平成28年1月～3月)

	タイトル	公的年金	制度財政	企業会計	その他
平成28年 3月	退職給付会計の「割引率」 マイナス金利の適用検討			○	
	IFRSと日本基準との差異を考える その5 制度変更・終了時の会計処理			(○)	
	退職給付債務の計算 マイナス金利適用を容認する方針を決定			○	
	退職給付債務の計算 マイナス金利適用を容認する方針を決定(続)			(○)	
	公的年金改正法案を国会に提出	○			
	ASBJにおけるリスク分担型DBの会計処理の 議論 その4			○	
	平成27年10月～12月の最低責任準備金 (期ズレなし)付利率:年15.02%(告示改正)			○	
	3月23日開催の企業会計基準委員会の 審議内容			(○)	
	ASBJにおけるリスク分担型DBの会計処理の 議論 その5			○	
	平成28年度の予定利率について(厚年、DB)			○	

※ ()は本資料に未掲載のニュースです。

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご留意ください。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。
- 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行

年金コンサルティング部

03-6214-6368

(受付時間:9:00~17:00(土日・祝日除く))